

単価契約仕様書

行財政局 市税事務所 法人諸税室

法人市民税担当 (担当 横田、中谷 電話 222-3699)

件 名	(単価契約) 法人市民税 申告書連絡票入力
予 定 数 量	16,000枚
契 約 期 間	令和9年4月1日 ~ 令和10年3月31日
契 約 条 件	別紙（入力委託加工指示書）のとおり (特記事項) 1. 再委託等の禁止 本委託業務は個人情報を取り扱う業務であるため、委託業務の履行について再委託を認めない。 2. プライバシーマーク等の取得義務 個人情報を含む本件目的物に対し、適切な保護措置を講ずる体制が整備されている必要があるため、受託者は一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定又はISO27001の認定を受けていること。 3. 契約の解除 次に定める各号のいずれかに該当する場合、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約を解除することができる。 (1) 共通仕様書第10条第1項に定めるデータ、システム設計書類及びプログラムについて、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん及び盗難による被害が生じた場合 (2) 共通仕様書第15条第2項による検査の為に納品されたデータ又は本件目的物として納品されたデータについて、1度の納品につき、日本語データ（2バイト文字）については10,000文字当たり5文字以上の割合、ANKデータ（1バイト文字）については50,000フィールド当たり1フィールド以上の割合で誤りがある場合 4. 仕様書の優位 本仕様書の記載が共通仕様書の記載と異なるときは、本仕様書の記載事項が優先される。

———入 力 委 託 加 工 指 示 書———

行財政局 市税事務所 法人諸税室
(担当 法人市民税 横田、中谷 TEL 222-3699)
総合企画局デジタル化戦略推進室
(担当 システム第一 西野、平田 TEL 222-3256)

業務名		法人市民税 申告書連絡票入力	
連絡票名		法人市民税申告書・連絡票(A、B、G、K、N)	
入力日程		別紙のとおり	
入力予定件数		別紙のとおり	
収受場所		受渡し 消防庁舎7階デジタル化戦略推進室事務室	納品 消防庁舎7階デジタル化戦略推進室事務室
委託の範囲		穿孔・検孔とし、納品媒体はDVD-RAM又はDVD-RWとする。	
データ形式	レコードサイズ	別紙のとおり	
	ファイル名	別紙のとおり	
	文字コード	1バイト文字 : EBCDICカタカナコード 2バイト文字 : 日本電気株式会社のJIPS(E)	
	フォーマット形式	☐ FAT32 ☒ UDF(2. 01以降)	
	その他		
注意点		1 入力仕様は穿孔指示書による。疑義が生じた場合は、担当者に連絡すること。 2 納品媒体は、京都市総合企画局デジタル化戦略推進室が提供するものを使用すること。 3 テストパンチを実施するため(別紙1参照)、落札後速やかにデジタル化戦略推進室担当者に連絡をとること。 なお、テストパンチ分は入力予定件数に含まない。また、支払い請求時、支払請求書に記載されるパンチ件数に含めないものとする。 4 連絡票収受の際は、冊数を必ず確認し、連絡票送付書に押印を受けること。 5 データ納品の際は、連絡票送付書をデジタル化戦略推進室に提出すること。 6 電子計算機による事務処理等(入力等)の委託契約に係る共通仕様書(令和5年4月1日版)を遵守すること。 7 ISO9001の認定を受けた事業者であること。 8 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定又はISO27001の認定を受けていること。 9 各処理分について、納品媒体の読み取り不能や入力ミスに迅速に対応できる体制をとること。 10 支払いは、月末締め翌月請求とする。 11 日程、予定件数は、変更が生じることがある。 12 穿孔期間中、法人市民税担当からの記入内容の問い合わせに対応できる体制をとること。 13 判別不能時は穿孔指示書に従い、不明な場合は法人市民税担当に連絡をとること。 14 その他注意事項については別紙2を参照すること。	
契約期間		令和9年4月1日 ~ 令和10年3月31日	

(仮) 令和 9 年度 法人市民税 機械処理日程表 及び 件数表

月	回	パンチ		
		データ渡し日	納品日	枚数
テスト納品	別途指示			30
9年 4月	3 月 1 回目	4月9日 (金)	4月12日 (月)	376
	3 月 2 回目	4月16日 (金)	4月19日 (月)	384
5月	4 月 1 回目	5月12日 (水)	5月13日 (木)	780
	4 月 2 回目	5月19日 (水)	5月20日 (木)	494
	4 月 3 回目	5月21日 (金)	5月24日 (月)	1
6月	5 月 1 回目	6月11日 (金)	6月14日 (月)	1, 583
	5 月 2 回目	6月18日 (金)	6月21日 (月)	651
7月	6 月 1 回目	7月9日 (金)	7月12日 (月)	648
	6 月 2 回目	7月16日 (金)	7月19日 (月)	431
8月	7 月 1 回目	8月9日 (月)	8月12日 (木)	605
	7 月 2 回目	8月18日 (水)	8月19日 (木)	301
9月	8 月 1 回目	9月9日 (木)	9月10日 (金)	697
	8 月 2 回目	9月17日 (金)	9月20日 (月)	701
10月	9 月 1 回目	10月8日 (金)	10月11日 (月)	624
	9 月 2 回目	10月18日 (月)	10月20日 (水)	234
11月	1 0 月 1 回目	11月10日 (水)	11月11日 (木)	611
	1 0 月 2 回目	11月17日 (水)	11月18日 (木)	478
12月	1 1 月 1 回目	12月8日 (水)	12月9日 (木)	822
	1 1 月 2 回目	12月15日 (水)	12月16日 (木)	1, 408
10年 1月	1 2 月 1 回目	1月10日 (月)	1月13日 (木)	483
	1 2 月 2 回目	1月19日 (水)	1月20日 (木)	394
2月	1 月 1 回目	2月7日 (月)	2月9日 (水)	497
	1 月 2 回目	2月16日 (水)	2月17日 (木)	491
3月	2 月 1 回目	3月10日 (金)	3月13日 (月)	773
	2 月 2 回目	3月17日 (金)	3月20日 (月)	560
合計				15, 027

※データ及びDVD－RAM又はDVD－RWの収受について
データは、データ渡し日の午前9時に行財政局市税事務所法人市民税担当にて提供する。
データ入力済みDVD－RAM又はDVD－RWは、納品日の午後3時（4月3回目は正午）までに総合企画局デジタル化戦略推進室に納品すること（このとき次回分のDVD－RAM又はDVD－RWを提供する。）。データは法人市民税担当に返却すること。

令和9年度の機械処理日程表は未定であるため、契約後に提供する。上記の日程表から、1～2日程度の修正を行う可能性がある。

枚数は、令和7年度の実績値である。月ごとの件数の目安として情報提供する。

予定数量は、過去の実績及び予測に基づくものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

連絡票毎のファイル名、レコードサイズ、ブロックサイズ、枚数表

連絡票種別	ファイル名	レコードサイズ	ブロックサイズ	予定枚数
A 申告書	cc. new	60	600	s
B 別表	cc. inb	60	600	10
G 見込納付連絡票	cc. ing	80	800	500
N 異動連絡票	cc. inn	140	700	400
K 控除明細書	cc. ink	50	500	3, 300
計				4, 210

※種別A、Bにおいて、1枚の原票から発生する見込データ件数は以下のとおり。
種別A 1枚 15件
種別B 1枚 22件

別紙2 穿孔方法及び注意点

- 1 種別A・Bにおいて、1枚の原票から項目番号（以下「項番」という。2桁の数字）のない24～55カラムのデータ（パターン1）と、項番のあるデータ（パターン2）の2種類のデータを発生させる。
- 2 種別A・Bパターン1においては、出力の際に21～23カラムにコンスタント“999”を編集する。24～55カラムに記入がなくても必ず1件データを発生させる。
- 3 種別A・Bパターン2においては、項目ごとにデータを発生させる。
ただし、記入のない項目については、データを発生させる必要はない。
- 4 種別A・Bパターン2における注意点
 - (1) 項番70・71においては**（アスタリスク）で消していないほうの数字をパンチする。
ただし○印のある数字については**の有無に関わらず優先的に○印のある数字をパンチする。
 - (2) データ部分に“△”、“－”等のマイナス記号が記入されていても無視し、数字のみパンチする。ただし項番01については、所定の欄に“1”をパンチする。
 - (3) 項目によりデータの桁数が異なるが、すべて右詰め（後ろ詰め）シフトを行う。ただし種別Aの項番50、52…62、64及び種別Bの項番1、3…47、49については以下のようにパンチする。

種別A				種別B			
項目番号		従業員数		項目番号		従業員数	
50				01			00
52				03			00
54				05			00
56				07			00
58				09			00
60				11			00
62				13			00
64				15			00

種別A				種別B			
項目番号		従業員数		項目番号		従業員数	
51			00	02			00
53			00	04			00
55			00	06			00
57			00	08			00
59			00	10			00
61			00	12			00
63			00	14			00
65			00	16			00

キーコード	項番	スペース	区	月数	従業員数
	20	22	26	28	30

- (4) 項番72については前の○印のある数字、あるいは記入のある数字と後ろの数字とで1データとする。（前の部分に○印あるいは記入がなければデータは発生させない）
- (5) 種別Bの合計欄は現伝票では「49」の項番であるが、これを「53」と読み替えてパンチする。（旧様式の合計欄項番が「53」であり、「53」を合計とするシステムになっているため。）

- 5 種別A・Bにおいて、1枚の原票からは1件のパターン1データと複数件のパターン2データが発生する。これらデータは【「整理番号」＋「管理番号」＋「申告区分」】をキーとした1件のデータに本市処理において編集する。
そのため、このキーコード部分については原票1枚単位でDUPすればよい。

- 6 種別A1（第20号様式）において、伝票が2種類存在しており、差異は下表のとおり。
新伝票に対応したシステムを使用するため、旧伝票は基本的に使用しないが、万一、旧伝票が混在した場合は、次のとおり対応するとともに、付箋等で旧伝票が混在していたことが分かるようにすること（付箋等の形式は、本市との協議により決定する。）。

(1) 旧伝票が混在した場合

項番08から項番25については、伝票上の項番に1を足した項番にパンチすること。

例えば、伝票上の項番08については、項番09にパンチする。

(2) 新伝票

項番どおりパンチする。

20号様式

種別A【差異】

項番	旧 伝 票	新 伝 票
08	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	税額控除超過額相当額の加算額
09	外国税額控除額	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額
10	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	外国税額控除額
11	差引法人税割額	仮装経理に基づく法人税割額の控除額
12	既に納付の確定した当期分の法人税割額	差引法人税割額
13	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	既に納付の確定した当期分の法人税割額
14	この申告により納付すべき法人税割額	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
15	均等割月数	この申告により納付すべき法人税割額
16	均等割額	均等割月数
17	既に納付の確定した当期分の均等割額	均等割額
18	この申告により納付すべき均等割額	既に納付の確定した当期分の均等割額
19	この申告により納付すべき市町村民税額	この申告により納付すべき均等割額
20	見込納付額	この申告により納付すべき市町村民税額
21	差引法人市民税額	見込納付額
22	(分割基準)(全体)	差引法人市民税額
23	(分割基準)(市内)	(分割基準)(全体)
24	均等割従業者数	(分割基準)(市内)
25	使途秘匿金税額等	均等割従業者数
26	—	使途秘匿金税額等

- 7 種別A2（第20号の2）、A3（第20号の3）、A6（第22号の3）及びB（第20号様式別表4-3）において、伝票にはマイナンバーに対応した新伝票と対応していない旧伝票の2種類が存在する。

- 8 種別K（第20号様式別表2、別表2-2、別表2-3、別表2-4、別表2-5、別表2-6、別表2-7、別表2-8の8種類）においては、穿孔方法及び注意点は次のとおり。

- (1) 項目により、データの桁数が異なるがすべて右詰め（後ろ詰め）シフトを行う。
- (2) 事業年度は、上段の日付「元号（2ケタ）年（2ケタ）月（2ケタ）日から」の数字をパンチする。
- (3) 欄外右上の8桁の数字を管理番号としてパンチする。
- (4) 別表2-5については、パンチ不要な行が含まれた原票が存在する。パンチ不要な行が含まれる場合は、見本（K-5）のとおり不要行を抹消するため、必要な行のみパンチする。

- 9 全種別において、具体的なパンチフォーマット、注意点等は穿孔指示書を参考にすること。

令和 年度 法人市民税連絡票送付書兼件数表
月 回

送付日 令和 年 月 日	返却日 令和 年 月 日
法人市民税担当引渡印	業者受取印
	業者引渡印
	法人市民税担当受取印

種別	種類	入力用冊数	データ件数	合計冊数
A	A1 20 号 確定等			
	A2 20 号の 2 退職年金			
	A3 20 号の 3 予定			
	A4 21 号 清算予納			
	A5 22 号 清算確定			
	A6 22 号の 3 均等割			
B	20 号別表 4-3			
G	見込納付連絡票			
K	K1 20 号別表 2			
	K2 20 号別表 2-2			
	K3 20 号別表 2-3			
	K4 20 号別表 2-4			
	K5 20 号別表 2-5			
	K6 20 号別表 2-6			
	K7 20 号別表 2-7			
	K8 20 号別表 2-8			
N	異動連絡票兼エラーリスト			
合計				

決裁	課長	係長	係員

電子計算機による事務処理等（入力等）の 委託契約に係る共通仕様書

（総則）

- 第1条** この電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（入力等）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

- 第2条** 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあつては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、京都市（以下「甲」という。）が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

- 第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（目的外使用の禁止）

- 第4条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。
- (1) 契約目的物
 - (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
 - (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

（複写、複製及び第三者提供の禁止）

- 第5条** 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（作業責任者等の届出）

第6条 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

(教育の実施)

第7条 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。

3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

第 10 条 乙は、個別仕様書その他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。

2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、入力機器室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 乙は、前項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。

4 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。

(1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。

(2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。

(3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。

5 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

6 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かななければならない。

7 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。

(2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。

8 乙は、乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

9 乙は、乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。

10 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

11 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。

- 12 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（データ等の廃棄）

第 11 条 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
- (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
- (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

（監督）

第 12 条 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

（事故の発生のお知らせ）

第 13 条 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

- 2 乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（支給品及び貸与品）

第 14 条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定める

ところによる。

- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(検査の立会い及び引渡し)

- 第 15 条** 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 2 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 3 甲は、個別仕様書において検孔が指示されている業務において、検査の結果、契約書第 4 条第 1 項の検査に係る試行、試験等のための納入データに 0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 4 乙は、契約書第 4 条第 1 項の規定による検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しが完了したものとする。

(契約の解除)

- 第 16 条** 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。
- 2 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務において、納入データに 0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 3 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務のうち、契約目的物の引渡しを複数回行うよう指示されている業務において、いずれかの回の納入データに 0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 4 甲は、前 3 項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
 - 5 乙は、第 1 項から第 3 項までの規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の

補償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第 18 条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第 15 条第 4 項の規定による引渡しを受けた日から 2 年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第 15 条第 4 項の規定による引渡しを受けた時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(作業実施場所における機器)

第 19 条 委託業務の履行に必要な機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。
ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせたときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

- 第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
 - 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。

京都市役所																					業務名 法人市民税										作成者 システム第1										作成年月日																																																												
穿孔指示書																					原始伝票名 A・B(パターン2)										TEL 222-3256										2016 年 10 月 27 日										2 枚の内					2 枚目																																													
継続番号 [0]		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
FIELD-NO		1					2					3		4		5										6		7																																																																									
TYPE	NUMERIC																																																																																																				
	ALPHA																																																																																																				
	カナ																																																																																																				
	漢字																																																																																																				
	特殊文字																																																																																																				
	DUP																																																																																																				
	SKIP																																																																																																				
	LEFTZERO																																																																																																				
	LEFTSPACE																																																																																																				
	右シフト																																																																																																				
桁数		8					9					3		2		14										1		23																																																																									
ITEM		キーコード										項番	データ部										マイナスサイン																																																																														
		整理番号					管理番号																											申告区分																																																																			
継続番号 [0]		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領																																																																											
注意		項番ごとにデータを1件発生させる。 ただし、項番以降に記入のないデータは発生不要。 また、項番によりデータ部の長さが異なるのでフィールドNO5には右詰(後ろ詰め)シフトを行い前ゼロパンチとする。 キーコード部分は、原票1枚単位でDUPする。										4		種別Bにおいて、合計欄の項番は、伝票記載の項番にかかわらず5としてください。																																																																																							
												5		フィールドNO5のデータ部に判読不可能な文字があればその項番のみ発生させず付箋をつけ、その旨記入する。																																																																																							
												6		フィールドNO6には、項番”01”のデータで、マイナス記号の記入がある時、”1”をパンチする。																																																																																							
1～3		フィールドNO1～3のキーコード部分に判読不可能な文字があればその原票1枚分のデータを発生させず付箋をつけ、その旨記入する。																																																																																																			

京都市役所														業務名 法人市民税														作成者 システム第1														作成年月日														50バイト													
穿孔指示書														原始伝票名 K(新伝票)														TEL 222-3256														2022 年 12 月 27 日														1 枚の内							1 枚目						
継続番号 [0]														010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899100																																																							
FIELD-NO		1				2				3				4				5																																																			
TYPE	NUMERIC																																																																				
	ALPHA																																																																				
	カナ																																																																				
	漢字																																																																				
	特殊文字																																																																				
	DUP																																																																				
	SKIP																																																																				
	LEFTZERO																																																																				
	LEFTSPACE																																																																				
右シフト																																																																					
桁数		8				6				3				12				21																																																			
ITEM		キーコード				項番	データ部																																																														
		管理番号		事業年度																																																																	
継続番号 [0]														010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899100																																																							
FIELD-NO		要 領												FIELD-NO		要 領												FIELD-NO		要 領																																							
注意		項番ごとにデータを1件発生させる。 ただし、項番以降に記入のないデータは発生不要。 また、項番によりデータ部の長さが異なるのでフィールドNO4には右詰(後ろ詰め)シフトを行い前ゼロパンチとする。 キーコード部分は、原票1枚単位でDUPする。												注意		フィールドNO1～2のキーコード部分に判読不可能な文字があればその原票1枚分のデータを発生させず付箋をつけ、その旨記入する。 フィールドNO4のデータ部に判読不可能な文字があればその項番のみ発生させず付箋をつけ、その旨記入する。																																																					

京都市役所		業務名 法人市民税										作成者 システム第1		作成年月日																			
		原始伝票名 N(1枚目)										TEL 222-3256		2015 年 12 月 16 日			17 枚の内	1 枚目															
穿孔指示書																																	
継続番号 [0]																																	
FIELD-NO																																	
TYPE	NUMERIC																																
	ALPHA																																
	カナ																																
	漢字																																
	特殊文字																																
	DUP																																
	SKIP																																
	LEFTZERO																																
	LEFTSPACE																																
	右シフト																																
桁数																																	
ITEM																																	
継続番号 [0]																																	
FIELD-NO																																	
1~2		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH										17, 18 記載のNUMERICをそのままPUNCH										FIELD-NO 注意点 FIELD NO.7(25,26Column)に○印のあるデータのみ発生させる。 FIELD NO.1,NO2は必須項目であるので記載のない場合又は 判読できない場合は項目名に鉛筆で丸を囲み、原票右側に付箋をつけ「発生させず」と記す。 その他の項目で判読できない場合はSKIしてその項目名を鉛筆で囲み 原票右側に付箋をつけ、「項目名SKIP」と記す。 「0」の記載されている項目はZERO PUNCH,記載されていない項目は SKIP。データ部分に“△”“~”等のマイナス記号が記入されていても無視 し、数字のみパンチする。											
3		SKIP										19 SKIP																					
4~6		記載のNUMERICをそのままPUNCH										20~23 記載のNUMERICをそのままPUNCH																					
7		「01」をDUP										24, 25 記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																					
8		記載のNUMERICをそのままPUNCH										26~32 記載のNUMERICをそのままPUNCH																					
9~13		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																															
14		SKIP																															
15		記載のNUMERICをそのままPUNCH																															
16		SKIP																															

京都市役所		業務名		法人市民税		作成者		システム第1		作成年月日																									
		穿孔指示書		原始伝票名		N(2枚目)		TEL		222-3256		2016 年 10 月 27 日		17 枚の内 2 枚目																					
継続番号 [0]		010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899...																																	
FIELD-NO		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12											
TYPE	NUMERIC																																		
	ALPHA																																		
	カナ																																		
	漢字																																		
	特殊文字																																		
	DUP																																		
	SKIP																																		
	LEFTZERO																																		
	LEFTSPACE																																		
	右シフト																																		
桁数		8		1		6		6		3		2		14		1		14		14		14													
ITEM		管理番号		事業年度 開始		事業年度 終了		申告 区分		C・H		資本金の額		マイナス 記号		資本積立金額		資本金等の額		資本金準備金の合算額															
継続番号 [0]		010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899...																																	
FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領									
1, 2		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	
3		SKIP																																	
4~6		記載のNUMERICをそのままPUNCH																																	
7		「02」をDUP																																	
8, 10, 11		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	
9		FIELD-NO10の資本積立金額にマイナス記号の記入がある 時”1”をパンチする。																																	
12		平成28年度から新設された項目																																	

京都市役所		業務名		法人市民税		作成者		システム第1		作成年月日																									
		穿孔指示書		原始伝票名		N(3枚目NO.1)		TEL		222-3256		2015 年 12 月 16 日		17 枚の内 3 枚目																					
継続番号 [0]																																			
FIELD-NO		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15					
TYPE	NUMERIC																																		
	ALPHA																																		
	カナ																																		
	漢字																																		
	特殊文字																																		
	DUP																																		
	SKIP																																		
	LEFTZERO																																		
	LEFTSPACE																																		
	右シフト																																		
桁数		8		1		6		6		3		2		12		1		12		12		12		12		12		12							
ITEM		管理番号		事業年度 開始		事業年度 終了		申告 区分		C・H		使途秘匿リース取戻税額		マイナス 記号		法人税額		試験研究費控除		差引個別法人税額		控除対象の法人税控除計		退職年金積立金 法人税額											
継続番号 [0]																																			
FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領									
1, 2		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	
3		SKIP																																	
4~6		記載のNUMERICをそのままPUNCH																																	
7		「O3」をDUP																																	
8, 10~17		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	
9		FIELD-NO10の法人税額にマイナス記号の記入がある時 ”1”をパンチする。																																	

京都市役所		業務名		法人市民税		作成者		システム第1		作成年月日																									
		穿孔指示書		原始伝票名		N(4枚目NO.1)(旧伝票)		TEL		222-3256		2016 年 11 月 7 日		17 枚の内 5 枚目																					
継続番号 [0]		010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899...																																	
FIELD-NO		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14							
TYPE	NUMERIC																																		
	ALPHA																																		
	カナ																																		
	漢字																																		
	特殊文字																																		
	DUP																																		
	SKIP																																		
	LEFTZERO																																		
	LEFTSPACE																																		
	右シフト																																		
桁数		8		1		6		6		3		2		12		12		12		12		12		12		12									
ITEM		管理番号		事業年度 開始		事業年度 終了		申告 区分		C・H		特定寄附金税額控除		外国関係会社等に係る控除										租税条約に係る税額控除		一部分配清算所得法人税									
継続番号 [0]		010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899...																																	
FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領									
1, 2		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH										8		特区雇用控除を廃止して特定寄附金税額控除の項目とする。																					
3		SKIP										9,10,11		SKIP																					
4~6		記載のNUMERICをそのままPUNCH																																	
7		「O4」をDUP																																	
8,12,13		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	
14		SKIP																																	
15		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	

京都市役所		業務名		法人市民税		作成者		システム第1		作成年月日																									
		穿孔指示書		原始伝票名		N(4枚目NO.1)(新伝票)		TEL		222-3256		2022 年 12 月 27 日		17 枚の内 5 枚目																					
継続番号 [0]		010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899...																																	
FIELD-NO		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14							
TYPE	NUMERIC																																		
	ALPHA																																		
	カナ																																		
	漢字																																		
	特殊文字																																		
	DUP																																		
	SKIP																																		
	LEFTZERO																																		
	LEFTSPACE																																		
	右シフト																																		
桁数		8		1		6		6		3		2		12		12		12		12		12		12		12									
ITEM		管理番号		事業年度 開始		事業年度 終了		申告 区分		C・H		特定寄附金税額控除		外国関係会社等に係る控除		税額控除超過相当額		加算対象欠損調整額		租税条約に係る税額控除		一部分配清算所得法人税													
継続番号 [0]		010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899...																																	
FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領									
1, 2		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	
3		SKIP																																	
4~6		記載のNUMERICをそのままPUNCH																																	
7		「O4」をDUP																																	
8~13		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	
14		SKIP																																	
15		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	

京都市役所		業務名		法人市民税		作成者		システム第1		作成年月日																									
		穿孔指示書		原始伝票名		N(5枚目NO.1)		TEL		222-3256		2015 年 12 月 16 日		17 枚の内 7 枚目																					
継続番号 [0]																																			
FIELD-NO		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16			
TYPE	NUMERIC																																		
	ALPHA																																		
	カナ																																		
	漢字																																		
	特殊文字																																		
	DUP																																		
	SKIP																																		
	LEFTZERO																																		
	LEFTSPACE																																		
	右シフト																																		
桁数		8		1		6		6		3		2		12		12		12		2		12		2		12		2		12					
ITEM		管理番号		事業年度 開始		事業年度 終了		申告 区分		C・H		法人税割額(単独)		法人税割額(分割)		前事業年度×6÷月数		税率		外国法人税の税額控除		税率 (外国 控除)		仮装経理の税額控除		差引法人税割額									
継続番号 [0]																																			
FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領									
1, 2		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	
3		SKIP																																	
4~6		記載のNUMERICをそのままPUNCH																																	
7		「05」をDUP																																	
8~14		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	
15		SKIP																																	
16~19		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	

京都市役所		業務名		法人市民税		作成者		システム第1		作成年月日																																											
		穿孔指示書		原始伝票名		N(7枚目NO.1)		TEL		222-3256		2015 年 12 月 16 日		17 枚の内 10 枚目																																							
継続番号 [0]																																																					
FIELD-NO		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14																									
TYPE	NUMERIC																																																				
	ALPHA																																																				
	カナ																																																				
	漢字																																																				
	特殊文字																																																				
	DUP																																																				
	SKIP																																																				
	LEFTZERO																																																				
	LEFTSPACE																																																				
右シフト																																																					
桁数		8		1		6		6		3		2		2		12		12		12		12		12		2		24																									
ITEM		管理番号		事業年度 開始		事業年度 終了		申告 区分		C・H 月数		均等割額		既納付均等割額		納付すべき均等割額		均等割額調定額		税率																																	
継続番号 [0]																																																					
FIELD-NO		要 領																FIELD-NO		要 領																FIELD-NO		要 領															
1, 2		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																																			
3		SKIP																																																			
4~6		記載のNUMERICをそのままPUNCH																																																			
7		「07」をDUP																																																			
8~13		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																																			
14		SKIP																																																			
15~17		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																																			

京都市役所		業務名		法人市民税		作成者		システム第1		作成年月日																									
		穿孔指示書		原始伝票名		N(11枚目NO.1)		TEL		222-3256		2015 年 12 月 16 日		17 枚の内 16 枚目																					
継続番号 [0]		010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899...																																	
FIELD-NO		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12											
TYPE	NUMERIC																																		
	ALPHA																																		
	カナ																																		
	漢字																																		
	特殊文字																																		
	DUP																																		
	SKIP																																		
	LEFTZERO																																		
	LEFTSPACE																																		
	右シフト																																		
桁数		8		1		6		6		3		2		12		12		25		13		43													
ITEM		管理番号		事業年度 開始		事業年度 終了		申告 区分		納付すべき市民税額		見込納付額				差引																			
継続番号 [0]		010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899...																																	
FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領										FIELD-NO		要 領									
1, 2		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	
3		SKIP																																	
4~6		記載のNUMERICをそのままPUNCH																																	
7		「11」をDUP																																	
8, 9		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	
10		SKIP																																	
11		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	
12		SKIP																																	
13~15		記載のNUMERICを前ZERO後詰めPUNCH																																	

A 1 見本 (新)

[illegible]

A 1 見本 (旧)

1	整理番号	事務所	区役所	管理番号	申告区分	23 第二十号様式 (入力用)	
		A					
		法人番号			申告年月日		24 42
					年 月 日		
申告基礎		72					

第二十号様式（入力用）

事業年度又は連結事業年度

43 48 49 54

11[B]

期末現在の資本金の額又は出資金の額

41

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

42

期末現在の資本金等の額

43

55予備

68

	便 税	途 額	匯 等	金
25				
01				
02				
03				
04				
05				00
06				00

11	B
30	
31	
07	
08	
09	
10	
11	00
12	00
13	
14	00
16	00
17	00
18	00
19	00
20	
21	

(月 数)	15	.	月
-------	----	---	---

22		23		24	
----	--	----	--	----	--

11

B- F 月数 従業者数				均等割額			
50				51			00
52				53			00
54				55			00
56				57			00
58				59			00
60				61			00
62				63			00
64				65			00

翌期の中間申告の要否	70	1・2
法人税の申告期限の延長の処分の有無	71	1・2

A 2 見本（新）

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

501

502

503

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

522

523

524

525

526

527

528

529

530

531

532

533

534

535

536

537

538

539

540

541

542

543

544

545

546

547

548

549

550

551

552

553

554

555

556

557

558

559

560

561

562

563

564

565

566

567

568

569

570

571

572

573

574

575

576

577

578

579

580

581

582

583

584

585

586

587

588

589

590

591

592

593

594

595

596

597

598

599

600

601

602

603

604

605

606

607

608

609

610

611

612

613

614

615

616

617

618

619

620

621

622

623

624

625

626

627

628

629

630

631

632

633

634

635

636

637

638

639

640

641

642

643

644

645

646

647

648

649

650

651

652

653

654

655

656

657

658

659

660

661

662

663

664

665

666

667

668

669

670

671

672

673

674

675

676

677

678

679

680

681

682

683

684

685

686

687

688

689

690

691

692

693

694

695

696

697

698

699

700

701

702

703

704

705

706

707

708

709

710

711

712

713

714

715

716

717

718

719

720

721

722

723

724

725

726

727

728

729

730

731

732

733

734

735

736

737

738

739

740

741

742

743

744

745

746

747

748

749

750

751

752

753

754

755

756

757

758

759

760

761

762

763

764

765

766

767

768

769

770

771

772

773

774

775

776

777

778

779

780

781

782

783

784

785

786

787

788

789

790

791

792

793

794

795

796

797

798

799

800

801

802

803

804

805

806

807

808

809

810

811

812

813

814

815

816

817

818

819

820

821

822

823

824

825

826

827

828

829

830

831

832

833

834

835

836

837

838

839

840

841

842

843

844

845

846

847

848

849

850

851

852

853

854

855

856

857

858

859

860

861

862

863

864

865

866

867

868

869

870

871

872

873

874

875

876

877

878

879

880

881

882

883

884

885

886

887

888

889

890

891

892

893

894

895

896

897

898

899

900

901

902

903

904

905

906

907

908

909

910

911

912

913

914

915

916

917

918

919

920

921

922

923

924

925

926

927

928

929

930

931

932

933

934

935

936

937

938

939

940

941

942

943

944

945

946

947

948

949

950

951

952

953

954

955

956

957

958

959

960

961

962

963

964

965

966

967

968

969

970

971

972

973

974

975

976

977

978

979

980

981

982

983

984

985

986

987

988

989

990

991

992

993

994

995

996

997

998

999

1000

1001

1002

1003

1004

1005

1006

1007

1008

1009

1010

1011

1012

1013

1014

1015

1016

1017

1018

1019

1020

1021

1022

1023

1024

1025

1026

1027

1028

1029

1030

1031

1032

1033

1034

1035

1036

1037

1038

1039

1040

1041

1042

1043

1044

1045

1046

1047

1048

1049

1050

1051

1052

1053

1054

1055

1056

1057

1058

1059

1060

1061

1062

1063

1064

1065

1066

1067

1068

1069

1070

1071

1072

1073

1074

1075

1076

1077

1078

1079

1080

1081

1082

1083

1084

1085

1086

1087

1088

1089

1090

1091

1092

1093

1094

1095

1096

1097

1098

1099

1100

1101

1102

1103

1104

1105

1106

1107

1108

1109

1110

1111

1112

1113

1114

1115

1116

1117

1118

1119

1120

1121

1122

1123

1124

1125

1126

1127

1128

1129

1130

1131

1132

1133

1134

1135

1136

1137

1138

1139

1140

1141

1142

1143

1144

1145

1146

1147

1148

1149

1150

1151

1152

1153

1154

1155

1156

1157

1158

1159

1160

1161

1162

1163

1164

1165

1166

1167

1168

1169

1170

1171

1172

1173

1174

1175

1176

1177

1178

1179

1180

1181

1182

1183

1184

1185

1186

1187

1188

1189

1190

1191

1192

1193

1194

1195

1196

1197

1198

1199

1200

1201

1202

1203

1204

1205

1206

1207

1208

1209

1210

1211

1212

1213

1214

1215

1216

1217

1218

1219

1220

1221

1222

1223

1224

1225

1226

1227

1228

1229

1230

1231

1232

1233

1234

1235

1236

1237

1238

1239

1240

1241

1242

1243

1244

1245

1246

1247

1248

1249

1250

1251

1252

1253

1254

1255

1256

1257

1258

1259

1260

1261

1262

1263

1264

1265

1266

1267

1268

1269

1270

1271

1272

1273

1274

1275

1276

1277

1278

1279

1280

1281

1282

1283

1284

1285

1286

1287

1288

1289

1290

1291

1292

1293

1294

1295

1296

1297

1298

1299

1300

1301

1302

1303

1304

1305

1306

1307

1308

1309

1310

1311

1312

1313

1314

1315

1316

1317

1318

1319

1320

1321

1322

1323

1324

1325

1326

1327

1328

1329

1330

1331

1332

1333

1334

1335

1336

1337

1338

1339

1340

1341

1342

1343

1344

1345

1346

1347

1348

1349

1350

1351

1352

1353

1354

1355

1356

1357

1358

1359

1360

1361

1362

1363

1364

1365

1366

1367

1368

1369

1370

1371

1372

1373

1374

1375

1376

1377

1378

1379

1380

1381

1382

1383

1384

1385

1386

1387

1388

1389

1390

1391

1392

1393

1394

1395

1396

1397

1398

1399

1400

1401

1402

1403

1404

1405

1406

1407

1408

1409

1410

1411

1412

1413

1414

1415

1416

1417

1418

1419

1420

1421

1422

1423

1424

1425

1426

1427

1428

1429

1430

1431

1432

1433

1434

1435

1436

1437

1438

1439

1440

1441

1442

1443

1444

1445

1446

1447

1448

1449

1450

1451

1452

1453

1454

1455

1456

1457

1458

1459

1460

1461

1462

1463

1464

1465

1466

1467

1468

1469

1470

1471

1472

1473

1474

1475

1476

1477

1478

1479

1480

1481

1482

1483

1484

1485

1486

1487

1488

1489

1490

1491

1492

1493

1494

1495

1496

A 2 見本 (旧)

1 整理番号	23 法人番号	申告区分
	A	

申告年月日		
24 年	月	20 日

11 B

資本金の額
又は出資金の額

41									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

基本金等の額
又は基本金等引当金の額

42									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業年度	30		35	36		41		42		55
								子爵		

11 B

01					0.00
02					0.00

10				0.0
11				0.0
03				0.0
04				0.0

05	
----	--

06	
----	--

A 3 見本 (新)

1	修 理 番 号	A	管 理 番 号	申告年月日	23
				年 月 日	42
					24

事業年度又は連結事業年度

43
□

48
□

49
□

54
□

11
B

前期末現在の資本金の額又は出資金の額	40				
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額	41				
前期末現在の資本金等の額	42				
	43				
	55	予備			68

11
B

01				0.0
02				0.0
03				0.0
04				0.0
05				0.0
06				0.0
07				0.0

08

11

	55~F	月数	従業員数	均等割額
B	50			51 0.0
	52			53 0.0
	54			55 0.0
	56			57 0.0
	58			59 0.0
	60			61 0.0
	62			63 0.0
	64			65 0.0
66			67 0.0	
68			69 0.0	

事業年度 30 35 36
自 至

42 年度 月 55
予備

従業員数 08

区別		月数		従業員数		均等割額	
11	B	50				51	
		52				53	
		54				55	
		56				57	
		58				59	
		60				61	
		62				63	
		64				65	
		66				67	
		68				69	

11	E3-Y 月数 従業員数			均等割額		
B	50			51		00
	52			53		00
	54			55		00
	56			57		00
	58			59		00
	60			61		00
	62			63		00
	64			65		00

1	姓名	性别	法人番号	申請区画
		A		
			申告年月日	
		24	年	月
申告基礎	72			

[illegible]

B	21								
	01								
	02								
	03								
	04								
	05								
	06							000	
	07							000	

11				000
----	--	--	--	-----

[illegible]

18		19		20	
----	--	----	--	----	--

A 5 見本

1	監理番号	23
	A	
	法人番号	
	中告年月日	29
	24	29

11 B

資本金の額 又は出資金の額	41			
資本金等の額	42			

事業年度	30	35	36	41	42	55
------	----	----	----	----	----	----

11 B

01				
02				
03				000
04				000

11 B

30				00
31				00

05				00
06				00
07				00
08				
09				00
10				00
11				00
12				00

13		14		15	
----	--	----	--	----	--

11 B	E-1 月数 従業者数		均等割額	
50			51	00
52			53	00
54			55	00
56			57	00
58			59	00
60			61	00
62			63	00
64			65	00

A 6 見本 (新)

1 整 理 番 号	23 郵 区 分	24 法 人 番 号	25 管 理 番 号	26 申 告 年 月 日	27 年	28 月	29 日
		A					

11 B	43								
資 本 金 額 等									

11 B	01								月
	02								

11 B	50		51		00
	52		53		00
	54		55		00
	56		57		00
	58		59		00
	60		61		00
	62		63		00
	64		65		00
	66		67		00

43									
49									

55									
54									

第二十二号の三様式（入力用）
（用紙日本工業規格A4・紫色）
（第十条関係）

B 見本 (新)

1	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分	23
		A			
	法人番号			36	
37	申告年月日	事業年度又は 連結事業年度	24	43	48
			49		54
			55		68
			予備		

第二十号様式別表四の三

11

B

(入力用)
(用紙日本工業規格A4・紫色)
(第十条関係)

《コード月数		従業員数	均等割額	
01			02	00
03			04	00
05			06	00
07			08	00
09			10	00
11			12	00
13			14	00
15			16	00
17			18	00
19			20	00
21			22	00
23			24	00
25			26	00
27			28	00
29			30	00
31			32	00
33			34	00
35			36	00
37			38	00
39			40	00
41			42	00
43			44	00
45			46	00
47			48	00
計			49	00

合計欄の項番は従来様式に合わせて「53」としてください。

B 見本 (旧)

1	添付番号	20	法人番号	申告年次	23
24	申告年月日	25	事業年度	30	35
				36	41
				42	55
				予備	

第二十号様式別表四の三（入力用）

11		20-1 月数 従業員数		均等算額	
B	01		02		0.0
	03		04		0.0
	05		06		0.0
	07		08		0.0
	09		10		0.0
	11		12		0.0
	13		14		0.0
	15		16		0.0
	17		18		0.0
	19		20		0.0
	21		22		0.0
	23		24		0.0
	25		26		0.0
	27		28		0.0
	29		30		0.0
	31		32		0.0
	33		34		0.0
	35		36		0.0
	37		38		0.0
	39		40		0.0
	41		42		0.0
	43		44		0.0
	45		46		0.0
	47		48		0.0
	計		49		0.0

合計欄の項番は従来様式
にあわせて(53)としてください。

票 絡 連 付 込 見

G 見本

[illegible]

K 1 見本

控除対象通算適用前欠損
調整額の控除明細書

事業年度			2㌥ 2㌥ 2㌥	法人名	8㌥	
事業年度	通算適用前 欠損金額 ①	控除対象 通算適用前 欠損調整額 (①×23.2/100 又は①×19/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
(70) 2㌥ 2㌥ 2㌥	円	円	円	(80) 12㌥	円	
(71) 2㌥ 2㌥ 2㌥				(81) 12㌥		円
(72) 2㌥ 2㌥ 2㌥				(82) 12㌥		
(73) 2㌥ 2㌥ 2㌥				(83) 12㌥		
(74) 2㌥ 2㌥ 2㌥				(84) 12㌥		
(75) 2㌥ 2㌥ 2㌥				(85) 12㌥		
(76) 2㌥ 2㌥ 2㌥				(86) 12㌥		
(77) 2㌥ 2㌥ 2㌥				(87) 12㌥		
(78) 2㌥ 2㌥ 2㌥				(88) 12㌥		
(79) 2㌥ 2㌥ 2㌥				(89) 12㌥		
計					(90) 12㌥	

第二十号様式別表二

伝票Kの見本に関する注意事項

- ・ 事業年度は「元号 年 月 日」と記載される場合がある。
- ・ 事業年度の「元号 年 月 日」の「元号」には、「平成」、「令和」、「H」、「R」等が入る。

K 2 見本

控除対象合併等前欠損
調整額の控除明細書

事業年度		事業年度	2千2百2千	法人名	8千	第二十号様式別表二の二
事業年度	合併等前欠損金額 ①	控除対象前欠損調整額 (①×23.2/100) 又は①×19/100 ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
(92) 2千2百2千	円	円	円	(102) 12千	円	
(93) 2千2百2千				(103) 12千		円
(94) 2千2百2千				(104) 12千		
(95) 2千2百2千				(105) 12千		
(96) 2千2百2千				(106) 12千		
(97) 2千2百2千				(107) 12千		
(98) 2千2百2千				(108) 12千		
(99) 2千2百2千				(109) 12千		
(100) 2千2百2千				(110) 12千		
(101) 2千2百2千				(111) 12千		
計					(112) 12千	

K 3 見本

控除対象通算対象所得
調整額の控除明細書

事業年度		事業年度	2ㄱ 2ㄱ 2ㄱ	法人名	8ㄱ	
事業年度	通算対象金額 ①	控除対象通算 対象所得調整額 (①×23.2/100 又は①×19/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
(114) 2ㄱ 2ㄱ 2ㄱ	円	円	円	(124) 12ㄱ	円	
(115) 2ㄱ 2ㄱ 2ㄱ				(125) 12ㄱ		円
(116) 2ㄱ 2ㄱ 2ㄱ				(126) 12ㄱ		
(117) 2ㄱ 2ㄱ 2ㄱ				(127) 12ㄱ		
(118) 2ㄱ 2ㄱ 2ㄱ				(128) 12ㄱ		
(119) 2ㄱ 2ㄱ 2ㄱ				(129) 12ㄱ		
(120) 2ㄱ 2ㄱ 2ㄱ				(130) 12ㄱ		
(121) 2ㄱ 2ㄱ 2ㄱ				(131) 12ㄱ		
(122) 2ㄱ 2ㄱ 2ㄱ				(132) 12ㄱ		
(123) 2ㄱ 2ㄱ 2ㄱ				(133) 12ㄱ		
当期分				(134) 12ㄱ		
計			円		円 (135) 12ㄱ	

第二十号様式別表二の三

K 4 見本

控除対象配賦欠損調整額
の控除明細書

第二十号様式別表二の四

K 5 見本

控除対象還付法人税額又は控除対象
個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度又は 連結事業年度	元号 年 月 日から 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで	法人 名	8ケタ
------------------	---	---------	-----

第二十号様式別表二の五

事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
元号 年 月 日から (47) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで	円	円	円 (57)12ケタ	円	
元号 年 月 日から (48) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(58)12ケタ		
元号 年 月 日から (49) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(59)12ケタ		
元号 年 月 日から (50) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(60)12ケタ		
元号 年 月 日から (51) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(61)12ケタ		
元号 年 月 日から (52) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(62)12ケタ		
元号 年 月 日から (53) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(63)12ケタ		
元号 年 月 日から (54) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(64)12ケタ		
元号 年 月 日から (55) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(65)12ケタ		
元号 年 月 日から (56) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(66)12ケタ		
当 期 分			(67)12ケタ		
計		円		(68)12ケタ	

K 6 見本

控除対象還付対象欠損
調整額の控除明細書

控除対象還付対象欠損調整額の控除明細書			事業年度	272272		法人名	872
事業年度	還付対象欠損金額 ①	控除対象還付対象欠損調整額 (①×23.2/100 又は①×19/100) ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥	
(160) 272272	円	円	円	(170) 1272	円		
(161) 272272				(171) 1272		円	
(162) 272272				(172) 1272			
(163) 272272				(173) 1272			
(164) 272272				(174) 1272			
(165) 272272				(175) 1272			
(166) 272272				(176) 1272			
(167) 272272				(177) 1272			
(168) 272272				(178) 1272			
(169) 272272				(179) 1272			
当期分				(180) 1272			
計			円		円 (181) 1272		

第二十号様式別表二の六

K 7 見本

控除対象個別帰属調整額

の控除明細書

第二十号様式別表二の七

連結事業年度 又は事業年度		元号 年 月 日から 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで	法人 名	8ケタ		
事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連結 適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (① × 23.4/100 又は ① × 20/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
元号 年 月 日から ② 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで	円	円	円	円 ⑫12ケタ	円	円
元号 年 月 日から ③ 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで				⑬12ケタ		
元号 年 月 日から ④ 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで				⑭12ケタ		
元号 年 月 日から ⑤ 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで				⑮12ケタ		
元号 年 月 日から ⑥ 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで				⑯12ケタ		
元号 年 月 日から ⑦ 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで				⑰12ケタ		
元号 年 月 日から ⑧ 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで				⑱12ケタ		
元号 年 月 日から ⑨ 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで				⑲12ケタ		
元号 年 月 日から ⑩ 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで				⑳12ケタ		
元号 年 月 日から ⑪ 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで				(21)12ケタ		
計					(22)12ケタ	

K 8 見本

控除対象個別帰属税額
の控除明細書

連結事業年度	元号 年 月 日から 2ケタ 2ケタ 2ケタ	法人名	8ケタ
又は事業年度	元号 年 月 日まで		

第二十号様式別表二の八

連結事業年度 又は事業年度	控除対象個 別帰属税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①-② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
元号 年 月 日から (24) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで	円	円	円 (34)12ケタ	円	円
元号 年 月 日から (25) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(35)12ケタ		
元号 年 月 日から (26) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(36)12ケタ		
元号 年 月 日から (27) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(37)12ケタ		
元号 年 月 日から (28) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(38)12ケタ		
元号 年 月 日から (29) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(39)12ケタ		
元号 年 月 日から (30) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(40)12ケタ		
元号 年 月 日から (31) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(41)12ケタ		
元号 年 月 日から (32) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(42)12ケタ		
元号 年 月 日から (33) 2ケタ 2ケタ 2ケタ 元号 年 月 日まで			(43)12ケタ		
当 期 分			(44)12ケタ		
計		円		円 (45)12ケタ	

法人市民税異動連絡票兼()リスト

管 理 番 号																							
事 業 年 度																							
申告区分																							
C・H																							
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24																							
25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111																							
01																							

C・H		資 本 金 の 額												資本金積立金額									
25 26		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
02		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
		71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
		93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
		115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136

C・H		使途秘匿リース取戻税額												法 人 税 額									
25 26		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
03		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
		71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
		93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
		115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136

C・H		特定寄附金税額控除												外国関係会社等に係る控除									
25 26		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
04		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
		71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
		93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
		115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136

C・H		法人税割額(単独)												法人税割額(分割)									
25 26		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
05		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
		71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
		93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
		115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136

C・H		納付すべき法人税割額												法人税割調定額									
25 26		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
06		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
		71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
		93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
		115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136

C・H		月 均 等 割 額												既納付均等割額									
25 26		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
07		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
		71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
		93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
		115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136

C・H		区 月 従業者数												均 等 割 額									
25 26		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
08		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
		71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
		93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
		115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136

C・H		区 月 従業者数												均 等 割 額									
25 26		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
09		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
		71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
		93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
		115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136

		区 月		従業者数				均 等 割 額				税率		区 月		従業者数				均 等 割 額				税率		区 月		従業者数				均 等 割 額				税率		均等割明細合計				税率		件数		税率		件数		電 子																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		